

福岡地区水道企業団会計年度任用職員（短期）募集案内

1 受付期間

令和6年11月22日(金)～令和6年12月20日(金)【必着】

2 募集区分、採用予定人数及び職務の概要等

募集区分	採用 予定	職務の概要
業者登録事務等担 当員（財務課）	1人	業者登録に関する受付業務、申請内容の確認、電話問い合わせの対応、システムへの入力、書類のファイリング等

3 受験資格

次の(1)及び(2)の要件をすべて満たす人

(1) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 福岡地区水道企業団職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 次のいずれにも該当する人

- ① 任用期間を通じて職務に従事できる人
- ② パソコン操作(ワード、エクセル)について、一定の操作ができる人

4 試験の方法・日程等

(1) 試験方法

応募多数の場合は「募集申込書」による書類審査により、実技試験・面接試験の受験人数を制限させていただく場合があります。

応募者全員に12月25日(水)以降に試験に関するご案内を発送しますので、受験の可否、受験番号、詳細な日時・場所について確認をお願いします。

最終合格者は、実技試験・面接試験の結果等を総合的に勘案して決定します。

(2) 試験の日時等

日時：令和7年1月10日(金)

場所：福岡地区水道企業団本庁舎会議室

試験内容：実技試験(ワード・エクセルの基本的な操作)により事務処理能力についての評価を行い、面接により職務適正・コミュニケーション能

力等の評価を行います。

(3) 合格者発表

令和7年1月21日(火)午前10時に福岡地区水道企業団のホームページに合格者の受験番号を掲示します。また、受験者全員に結果を送付します。

なお、合否結果について、電話によるお問い合わせにはお答えできません。

5 個人情報について

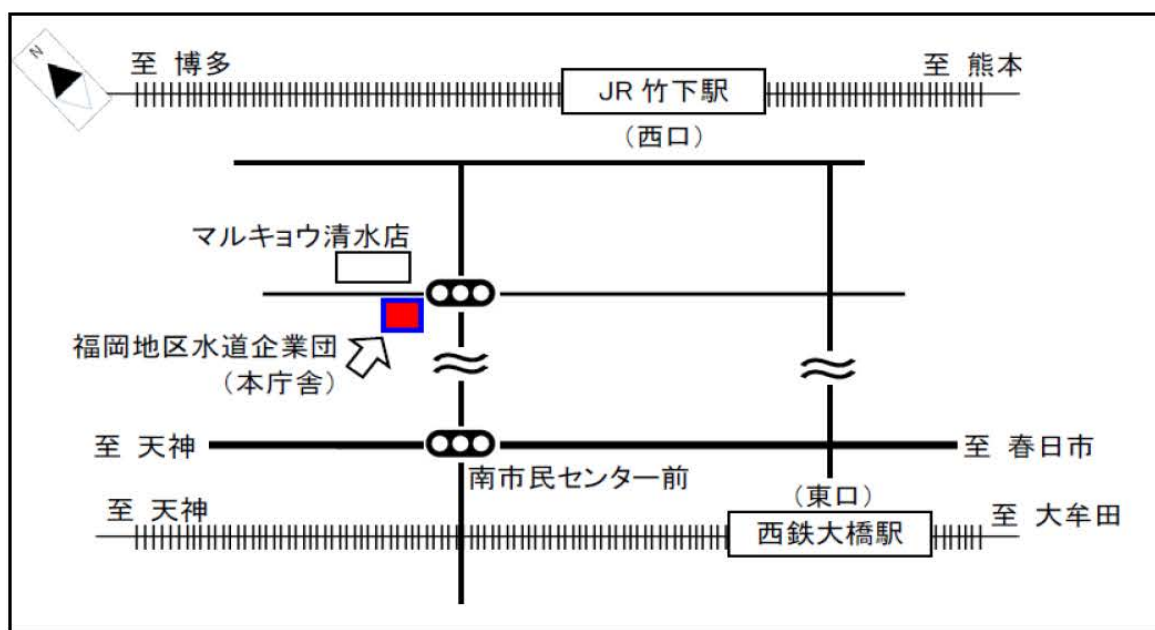
募集申込書に記載された個人情報については、福岡地区水道企業団会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

6 合格から採用まで

- ・ 選考試験の結果、合格者は、福岡地区水道企業団会計年度任用職員（短期）候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- ・ 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用を行います。
- ・ 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

7 その他

- ・ 試験成績については、本人に限り、合格発表後1か月間、開示の請求を行うことができます。詳しくは福岡地区水道企業団財務課管理係までお問い合わせください。
- ・ 福岡地区水道企業団庁舎内については全面禁煙です。



※駐車場の台数に限りがありますので、自家用車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

8 応募方法

提出書類 (①②全て)	①福岡地区水道企業団会計年度任用職員(短期)採用試験申込書 ※必要事項を記入し、6か月以内に撮影した上半身・正面脱帽の写真を貼ってください。 ②返信用封筒(長型3号・試験に関する案内文送付用) ※110円切手を貼り、宛先を明記してください。
受付期間	令和6年11月22日(金)から令和6年12月20日(金)まで
提出方法	郵送または持参 【郵送】封筒の表に「会計年度任用職員受験申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記入のうえ、簡易書留により郵送してください。令和6年12月20日(金)必着。簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。 【持参】受付期間中の9時30分から17時までに下記提出先に持参してください。(土・日・祝日は受け付けません。)
提出先	〒815-0031 福岡市南区清水4丁目3-1 福岡地区水道企業団 財務課 管理係
注意事項	・提出された書類は、一切返却いたしません。 ・受験資格を満たしていない場合等は、成績のいかんに関わらず採用されません。 ・試験に関する案内文は12月25日(水)以降に発送します。

9 勤務条件等

条件等	内 容
任用期間	令和7年2月1日(土)から令和7年8月31日(日)まで
勤務日	月曜日から金曜日までの週5日(国民の祝休日は休み)
勤務時間 (フルタイム)	原則 8:45~17:30(休憩60分)の週38時間45分 ※勤務時間は、採用決定後に8:45~18:00の間で調整する場合があります。
勤務場所	福岡地区水道企業団 本庁舎(福岡市南区清水4丁目3-1)
給 与	月額 176,000円~191,840円(地域手当を含む) ※採用日前10年間について、当企業団の職員(臨時的任用職員や嘱託員を含む。)として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
諸手当	給与関係の条例、規程等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当等が支給されます。(退職手当の支給はありません。)

年次有給休暇	上記任用期間内に 10 日間
社会保険	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用があります。
公務災害	労働災害補償については、労働者災害補償保険法又は福岡地区水道企業団議会議員その他の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき適用します。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。 ・サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止
その他	・給与等支給日：毎月 20 日 （ただし、時間外勤務手当など実績に応じて支給する手当については翌月 20 日） ・採用時までには給与に係る条例、規程等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 ・勤務時間中の喫煙は禁止です。

10 福岡地区水道企業団について

(1) 主な事業

福岡地区水道企業団は、福岡都市圏の 6 市 7 町 1 企業団 1 事務組合により構成されている一部事務組合（特別地方公共団体）で、構成団体へ水道用水を供給しています。

①企業団とは

地方公共団体がその事務の一部を他の団体と共同で処理するために設けた一部事務組合のうち、水道・ガス・電気事業など地方公営企業の経営を行うものを「企業団」といいます。

②水道用水の供給（用水供給）とは

家庭等に水を供給している水道事業体（市や町）へ浄水した水を送る「水の卸売業」の役割を果たしています。

(2) 会計年度任用職員の身分

福岡地区水道企業団会計年度任用職員は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に定める非常勤の一般職職員です。



※ 詳細は、福岡地区水道企業団ホームページをご覧ください。
<http://www.f-suiki.or.jp/>

【申込み・問合せ先】
 福岡地区水道企業団財務課管理係
 〒815-0031 福岡市南区清水 4-3-1
 電話：092-552-1998 FAX：092-552-1729